

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・保護課）

項 目 名	生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置
税 目	所得税法、国税徴収法

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）附則第 8 条において、法律の施行後 5 年（令和 5 年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

昨年、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「部会」という。）において制度見直しに向けた議論を行い、12 月に「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」を公表。これを踏まえ、「令和 5 年度税制改正の大綱」（令和 4 年 12 月 23 日付け閣議決定）において、下記のとおり税制改正を行うものとされ、令和 5 年 4 月 1 日付けで生活困窮者自立支援法施行規則を改正したところ。

（17）生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

部会においては、令和 5 年以降も引き続き議論を行う予定であるところ、その結果を踏まえ、生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、必要な見直しを行う予定であり、今後の議論によっては、令和 5 年度税制改正時に議論していた内容に追加して税制改正が必要となる見直し事項が生じる可能性がある。具体的には、現時点において、全世代型社会保障構築会議報告書（令和 4 年 12 月 16 日）に記載されている、住まいの確保に係る支援（生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金を含む。）に関する見直しについて議論が行われることが想定される。

要  
望  
の  
内  
容

<関係条文>

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）（抄）

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

平年度の減収見込額	( - 百万円)
(制度自体の減収額)	( - 百万円)
(改正増減収額)	( - 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>コロナ禍において生じた支援者像や支援ニーズの多様化等の状況も踏まえつつ、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図る観点から、生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、両制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、部会での議論の結果等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを行う場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度を適正に実施すること。</li> <li>複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。</li> </ul>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>		
<p>政策目標の達成状況</p> <p>—</p>		
加有	<p>要望の</p> <p>—</p>	

		措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

これまでの 要望経緯	令和5年度税制改正要望で、生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずることが認められた。 ① 所得税を課さない。 ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
---------------	--